

三田市長

田村 克也

様

三市職労第 233 号

2025年5月29日

自治労阪神淡路ブロック共闘会議

議長 戎



三田市職員労働組合

執行委員長 池本 能



記

1. 基本要素

月数支給 月収の2.68ヵ月プラス2万円

支給日 2025年6月30日(月)

2. 会計年度任用職員に対する一時金を正規職員並に支給すること。

3. 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を改善すること。

4. 勤勉手当の成績率による支給は行わないこと。

5. 新入職員の支給率を改善すること。

以上

2025夏期一時金に関する統一要求書

地方自治発展のため日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

「財政難」「公民格差」などを理由にした賃金の引き下げ、一時金や地域手当・諸手当の削減、さらには医療・年金など社会保障費や税金の負担増、物価高騰などにより、私たちの生活は年々厳しさを増しています。

そのような中で一時金は、毎月の生活費の赤字補填、ローン返済や各種保険料の支払いなど、私たちの家計にとって必要不可欠なものとなっています。一時金に対する組合員の期待と増額要求は極めて強いものがあり、職務加算制度の導入はいまだに不満を残しています。また、職場に差別と分断を持ち込み、成績主義の強化・拡大となる勤勉手当の成績率による支給も認めることはできません。

阪神淡路ブロック共闘会議は、これらの実態と「2025 アンケート調査」の結果をふまえ、夏期一時金について下記の要求を決定しました。

貴職におかれましては、私たちの厳しい生活実態と一時金に対する大きな期待と要求を深くご理解いただき、誠意をもってご検討の上、6月9日までに文書で回答されるよう要求します。